



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

218	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	1
219	〃	(〃).....	2
220	〃	(〃).....	2
221	〃	(〃).....	2
222	〃	(〃).....	3
223	〃	(〃).....	3
224	〃	(〃).....	4
225	〃	(〃).....	4
226	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	4
227	〃	(〃).....	5
228	〃	(〃).....	5
229	指定自立支援医療機関の指定	(〃).....	5
230	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	5
231	紀北地域森林計画の変更	(林業振興課).....	6
232	紀中地域森林計画の変更	(〃).....	6
233	紀南地域森林計画の変更	(〃).....	6
234	漁業取締船「新はやぶさ」代船建造事業に係る設計委託業務に係る一般競争入札に参加 する者に必要な資格等	(資源管理課).....	6
235	公共測量の実施	(技術調査課).....	8
236	公共測量の終了	(〃).....	8
237	道路の区域変更	(道路保全課).....	8
238	〃	(〃).....	9
239	道路の供用開始	(〃).....	9
240	道路の区域変更	(〃).....	10
241	道路の供用開始	(〃).....	10

○ 公告

	争議行為を行う旨の通知	(労働政策課).....	10
	〃	(〃).....	10

告 示

和歌山県告示第218号

和歌山県橋本市隅田町中下地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県橋本市

- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市隅田町中下地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市隅田町中下地区
- 5 認証年月日
平成27年3月2日

和歌山県告示第219号

和歌山県橋本市恋野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市恋野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市恋野の一部地区
- 5 認証年月日
平成27年3月2日

和歌山県告示第220号

和歌山県海草郡紀美野町田・中・滝ノ川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成26年10月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町田・中・滝ノ川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町田・中・滝ノ川の各一部地区
- 5 認証年月日
平成27年3月2日

和歌山県告示第221号

和歌山県海草郡紀美野町毛原下の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成26年10月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町毛原下の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町毛原下の一部地区
- 5 認証年月日
平成27年3月2日

和歌山県告示第222号

和歌山県有田郡有田川町大字日物川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年9月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字日物川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字日物川の一部地区
- 5 認証年月日
平成27年3月2日

和歌山県告示第223号

和歌山県有田郡有田川町大字境川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年9月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字境川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字境川の一部地区

- 5 認証年月日
平成27年3月2日

和歌山県告示第224号

和歌山県有田郡有田川町大字久野原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成24年10月2日から平成26年9月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字久野原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字久野原の一部地区
- 5 認証年月日
平成27年3月2日

和歌山県告示第225号

和歌山県有田郡有田川町大字久野原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成26年9月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字久野原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字久野原の一部地区
- 5 認証年月日
平成27年3月2日

和歌山県告示第226号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3021400480	さやかはうす	海南市藤白204-87	共同生活援助	知的障害者 精神障害者	株式会社MIN	和歌山市小松原通四丁目35-1	平成27.3.1

和歌山県告示第227号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3021700749	ローズ桃山	紀の川市桃山町調月1758-18	共同生活援助	知的障害者	社会福祉法人桃の木会	紀の川市桃山町調月1758-18	平成27.3.1

和歌山県告示第228号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700352	ローズ桃山	紀の川市桃山町調月1758-18	短期入所（併設型）	知的障害者	社会福祉法人桃の木会	紀の川市桃山町調月1758-18	平成27.3.1

和歌山県告示第229号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
日本調剤紀の川薬局	紀の川市打田1343-1	—	山内昭宏	平成27.3.1

和歌山県告示第230号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年2月27日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年3月23日まで縦覧に供する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第20号-1	海南市下津野字中筋84外19筆
平成26年度第20号-2	海南市多田字妙見552-3外3筆

和歌山県告示第231号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき紀北地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局地域振興部林務課、那賀振興局地域振興部林務課及び伊都振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき紀中地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局地域振興部林務課及び日高振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第233号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき紀南地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局地域振興部林務課及び東牟婁振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第234号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、漁業取締船「新はやぶさ」代船建造事業に係る設計委託業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する業務の名称及び履行期限

(1) 業務の名称

平成26年度漁業取締船「新はやぶさ」代船建造事業設計委託業務

(2) 履行期限

平成27年7月24日（金）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成27年3月10日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
- (8) 漁業取締船「新はやぶさ」代船建造事業設計委託業務の履行に当たり、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (9) 入札公告日から過去5年間に、国又は都道府県と契約した同種の業務を適正に履行した実績を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 個人にあっては、発行後3か月を経過していない当該個人の住民票

オ 印鑑証明書

カ 使用印鑑届

キ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 漁村再生交付金事業藻場造成委託業務の履行に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類

ケ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 2（9）に掲げる資格を証明する書類

- (2) (1) ア、イ、カ及びコからシまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成27年3月10日（火）から同月19日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布する。

- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成27年3月13日（金）午後5時30分までの間に和歌山県農林水産部水産局資源管理課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成27年3月10日（火）から同月19日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査請求書類は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては、平成27年3月19日（木）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着とする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

郵便番号 640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3013

ファクシミリ番号 073-431-4124

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成27年3月20日（金）までに郵送により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第235号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき串本町長から公共測量を実施する旨通知があつたので、次のとおり公示する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値撮影、写真地図撮影及び数値地形図作成）
- 2 作業期間 平成27年2月23日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 串本駅周辺

和歌山県告示第236号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき御坊市長から公共測量を終了した旨通知があつたので、次のとおり公示する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成26年8月11日から同年11月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県御坊市内の一部

和歌山県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市弘西字長田1252番6地先から同市直川字須井田399番4地先まで	新	20.00 } 23.00	1656.30	

和歌山県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡美浜町大字和田字松原1138番67地先から同町大字和田字松原1138番443地先まで	旧	6.20 } 6.40	326.45	県道柏御坊線との重用延長23.00メートルを含む。
同上	新	9.00 } 11.35	326.45	県道柏御坊線との重用延長23.00メートルを含む。

和歌山県告示第239号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡美浜町大字和田字松原1138番67地先から同町大字和田字松原1138番443地先まで

供用開始の期日 平成27年3月10日

和歌山県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡美浜町大字和田字松原1138番67地先から同町大字和田字松原1138番91地先まで	旧	10.85 } 18.24	118.00	県道御坊由良線との重用延長23.00メートルを含む。
同上	新	15.23 } 20.50	118.00	県道御坊由良線との重用延長23.00メートルを含む。

和歌山県告示第241号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 柏御坊線

供用開始の区間 日高郡美浜町大字和田字松原1138番67地先から同町大字和田字松原1138番91地先まで

供用開始の期日 平成27年3月10日

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長近藤紀子から平成27年2月27日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成27年3月12日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執

行委員長長谷英史から平成27年2月27日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成27年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成27年3月12日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山生協病院、おおみや診療所、生協中之島デイサービス、生協芦原診療所、生協こども診療所、和歌山生協病院附属診療所、河西診療所、訪問看護ステーションレインボー、在宅介護支援センター和歌山生協病院、訪問看護ステーション生協みなみ、ヘルパーステーション協同、海南海草総合介護支援センターげんき、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山労災病院、松寿苑、和歌浦病院、和歌山県民総合健診センター、和歌山県赤十字血液センター田辺出張所、済生会有田病院、ライフケア有田及び潮岬病院の和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。